

平成 29 年第 3 回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

平成 29 年 9 月 20 日(水曜日)

開 会 13 時 30 分 ～ 閉 会 16 時 43 分

議事日程

開会 平成29年 9 月20日 (水) 午後 1 時30分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 阿武町議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 2 号 阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 3 号 阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 4 号 阿武町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 5 号 阿武町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

日程第 7 議案第 6 号 平成29年度阿武町一般会計補正予算 (第 2 回)

日程第 8 議案第 7 号 平成29年度阿武町国民健康保険事業 (事業勘定) 特別

会計補正予算(第 2 回)

- 日程第 9 議案第 8 号 平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別
会計補正予算(第 2 回)
- 日程第 10 議案第 9 号 平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第
2 回)
- 日程第 11 議案第 10 号 平成 29 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第
1 回)
- 日程第 12 議案第 11 号 平成 29 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予
算(第 1 回)
- 日程第 13 議案第 12 号 平成 28 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定につい
て

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1 番	長	嶺	吉	家
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	田	中	敏	雄
7 番	小	田	達	雄
8 番	末	若	憲	二

欠席議員 なし

代表監査委員 永 柴 義 廣

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	小	田	武	之
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	高	橋	仁	志

開会 午後 1 時 30 分**開会の宣告**

○議長（末若憲二） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。ご着席下さい。

議員の皆様には、平成 29 年第 3 回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様です。また、永柴代表監査委員さんには引き続きのご出席、誠に苦勞様です。

ただ今の出席議員は、8 人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、3 番、白松博之君、4 番、中野祥太郎君を指名します。

日程第 2 議案第 1 号から日程第 6 議案第 5 号まで

○議長 日程第 2、議案第 1 号、阿武町議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例から日程第 6、議案第 5 号、阿武町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例までの 5 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 5 件について、委員長の報告を求め

ます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○阿武町行財政改革等特別委員会委員長（中野祥太郎） それでは、先日 9 月 12 日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 5 号までの 5 件について、特別委員会の審議の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第 1 号 阿武町議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。特に質疑もなく原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第 2 号 阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会条例の一部を改正する条例の審議に入りました。特に質疑もなく原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第 3 号 阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。条例の固定資産税課税免除の対象業種は、農林水産物等販売業は第一次産業だけではなく、卸、小売業でも免除になるのかとの質疑がありました。質疑に対して卸、小売業でも免除になるとの答弁がありました。

また、非課税対象設備の増設については、増設した部分のみが対象か、さらに阿武町の町づくりにどのような関連が出てくるのかとの質疑がありました。質疑に対して、増設は増設の部分のみで、町民に広報はしますが、町づくりとの関連で設備資金の対象が 2,700 万円以上であるため、案件が少ないものと思われるとの答弁がありました。他に質疑なく原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第 4 号 阿武町営住宅条例の一部を改正する条例の審議に入りました。特に質疑もなく原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第 5 号 阿武町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に

関する条例の審議に入りました。この条例によって教育委員会の新しい体制はどのようなものかとの質疑がありました。質疑に対して、教育委員 3 名と教育長を含めた現行と同じ 4 名体制となるとの答弁がありました。他に質疑がなく原案の通り可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された議案第 1 号から議案第 5 号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長報告を終わります。次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑ないようですので、これをもって委員長報告に対する質疑を終わります。続いて討論に入ります。討論は一括して行います。

一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。採決は 1 議案ごとにお諮りします。

○議長 まず、議案第 1 号、阿武町議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 2 号、阿武町住みよいふるさとづくり計画審議会条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 3 号、阿武町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 4 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 5 号、阿武町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 6 号から日程第 12 議案第 11 号まで

○議長 日程第 7、議案第 6 号、平成 29 年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)

から、日程第12、議案第11号、平成29年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)までの6件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案6件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○阿武町行財政改革等特別委員会委員長 それでは、議案第6号から議案第11号までの、平成29年度の一般会計及び特別会計補正予算の審議の内容と結果を報告いたします。最初に議案第6号 平成29年度阿武町一般会計補正予算(第2回)の歳出から審議に入りました。

2款、総務費の企画振興費のU J Iセミナー等旅費の概要についての質疑があり、全国公募の移住希望者を100名、移住受け手の市町村を12市町村選出して、市町村が移住希望を上位3位まで指名し、抽選で移住希望者の移住交渉権を、1年間独占交渉権を得る仕組みの制度が開催されることになり、プロ野球のドラフト会議をまねて移住ドラフト会議と称することになった。この度その受け手の12市町村に阿武町が選ばれ、その出張旅費との答弁がありました。

また、阿武町はこのドラフト会議でどんな人材をドラフトするつもりかとの質疑があり、阿武町の商工業の事業を継承する担い手の求人など、阿武町の商工業活性の中核を担える人材を求めたいとの答弁がありました。

3款、民生費の老人福祉費の生活支援ハウス運営事業委託料について、生活支援ハウスの利用状況について質疑があり、328日の利用があり利用者は5人との答弁がありました。

6款、農林水産業費の林業費の林業専用道路について、今後専用道路を計画しているところがあるのかとの質疑があり、森林組合と民間業者との森林の経営計画に応じて検討していきたいとの答弁がありました。

7款、商工費の道の駅産業振興費の道の駅温泉源ポンプ交換工事について、交換するポンプの経過年数と交換理由、また、新しいポンプは何年利用できる

のかとの質疑があり、7年経過をしており、地下100mにある泉源から温泉水を汲まなくなったために交換することになった。また、新しいポンプは保証期間が1年あるが何年利用できるか分からないとの答弁がありました。

10款、教育費の文化財保護費について、御山神社の補修工事があるが、阿武町ではほかの文化財で補修工事が必要になるようなものがあるかとの質疑があり、今のところないが、県の報告や地元の要望により補修工事が必要になれば検討していくとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第7号 平成29年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)の審議に入りました。特に質疑もなく原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第8号 平成29年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)の審議に入りました。

在宅酸素リース料について、在宅で酸素を使用している人数と人工透析患者数の質疑があり、在宅酸素使用者数は1名で、人工透析患者数は9名との回答がありました。他に質疑がなく、原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第9号 平成29年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)の審議に入りました。

被保険者証のカバー購入の予算が計上されているが、カバーが摩耗しやすいので品質を上げられないかとの質疑があり、検討したいとの答弁がありました。他に質疑がなく、原案の通り可決することに決しました。

次に、議案第10号 平成29年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)の審議に入りました。特に質疑もなく原案の通り可決することに決しました。

次に議案第11号 平成29年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第

1 回) の審議に入りました。特に質疑もなく原案の通り可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された議案第 6 号から議案第 11 号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑ないようですので、これをもって委員長報告に対する質疑を終わります。続いて討論に入ります。討論は一括して行います。一括して討論はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終了します。これより採決を行います。採決の方法は、挙手により一括して行います。

○議長 お諮りします。議案第 6 号、平成 29 年度阿武町一般会計補正予算(第 2 回)から議案第 11 号、平成 29 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)までの 6 件についての、委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員。)

○議長 下ろしてください。挙手全員です。よって議案第 6 号から議案第 11 号までの 6 件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 12 号 平成 28 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長 日程第 13、議案第 12 号、平成 28 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定

について、を議題とします。特別委員会に付託されました議案第 12 号について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○阿武町行財政改革等特別委員会委員長 それでは、議案第 12 号 平成 28 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についての審議内容と結果を報告いたします。まず一般会計の歳出から審議に入りました。

2 款、総務費の総務管理費の超過勤務手当について、超過勤務手当に対して実際の勤務状況からすると乖離があるのではとの質疑があり、質疑に対して超過勤務命令により勤務を行い、金額的には上限を給与の 4% とし、上限時間は 21 時までとしている。休日出勤は代休で対応しているとの答弁がありました。

次に、まち、ひと、しごと創生特別事業について、コンサルタント委託会社のスタジオ L に対してどのような業務を委託しているのか。また、年度ごとに PDCA を行っているのかとの質疑があり、質疑に対して、スタジオ L の業務内容は、21 世紀の暮らし方研究所の運営の支援が主なもので、具体的には町職員への研修、色々な講座の実施、空き家のアンケート、しごとバンクの立上げ、奈古薬局の改修工事、ホームページ開設の支援。また、地域おこし協力隊員の支援を委託しており、重要業績評価システムにより報告を受け、まち、ひと、しごと協議会の中で実績を示し評価を頂いているとの答弁がありました。

また、仕事づくりに対してどのような対策を行うのかについて質疑があり、小さい動きではあるが、今まで阿武町にはない新たな事業の起業化が生まれており、今後もそのような支援に頑張りたいとの答弁がありました。また、空き家を改修した拠点整備・運営事業について、整備と発注先内容の質疑があり、屋根、水洗トイレ、エアコン、電気配線、厨房、貸出用の大工道具の整備で、それぞれの整備金額と発注先の報告があり、29 年度に発注するデザインは町外の津和野町の業者に発注することになっているとの答弁がありました。

また、住まいについて、町全般的に企業側から一人住まいの住宅が不足して

いるとの要望を聞いている。併せて阿武町、萩市の広域においても求人難が続いているので、住宅を整備し、住宅完備をセットにしての求人を、ネット等で町外に発信しては、との質疑があり、一人住まいの住宅不足は聞いており、水ヶ迫団地の改修等を計画している。また、住宅完備セットの求人については、面白いと思われるので検討してみたいとの答弁がありました。

また、空き家バンクの登録数、空地の管理要望数の報告が求められ、それぞれ報告答弁がありました。

次に、地域おこし協力隊員について、今後の地域おこし協力隊員の活動展開の参考として、今まで採用された隊員の採用時の仕事と、退任後の仕事内容や途中で退任された方についての質疑があり、現在任期中の隊員を含めて 6 名を採用しており、途中で退任された方が 2 名おられ、退任後も含めて、それぞれ隊員の仕事の内容について報告の答弁がありました。

また、福賀、宇田郷地区に地域の活性化として、地域おこし協力隊員を両地区に居住した配置の採用が出来ないのかとの質疑があり、移住ドラフト会議での結果などを踏まえ検討していきたいとの答弁がありました。

また、農業の担い手確保として、各農業法人において農業支援の地域おこし協力隊員の配置が出来ないのかと質疑があり、要望があれば検討するが、受け手において、協力隊員が退任後も生活出来るプラン、環境の整備が出来れば取り組みやすいとの答弁がありました。

また、農業支援協力隊員の受入について、新たな作物の取り組みや農地借用等の規制ハードルが高いので新規作物への取り組み理解や、農地借用等の規制緩和について要望がありました。

次に、企画振興費の一般コミュニティー助成事業補助金の概要について質疑があり、宝くじからの助成金で、アルミのベンチ、プロジェクター、イベント用の足場を整備したとの答弁がありました。他に、阿武町未来を担う人材育成

事業補助金、ビジネスアプリケーション使用料について質疑があり、それぞれの答弁がありました。

3 款、民生費の老人福祉費の介護予防について、介護予防の成果として阿武町は県内の他市町に比べ、健康寿命はどの様な状況かと質疑があり、資料が平成 22 年と古いですが、男性の健康寿命は 77.61 歳で県下 19 市町中 12 位、女性は 83.08 歳で県下 8 位との答弁がありました。

また、日帰り人間ドッグ委託料について、昨年度に比べ約 6 倍近く増えているが要因は何かあったのかとの質疑があり、受益者負担を下げたのと、町外医療機関も利用できるようにしたためと答弁がありました。

また、福賀高齢者福祉複合施設の工事が遅れているが、開所の予定はいつごろになるのかとの質疑があり、昨日交付決定があり、これから冬場になり積雪等を考慮すれば、平成 30 年の秋から開所を予定しているとの答弁がありました。他に、敬老の日大会の出席者数、がん検診等の受信者数の減少について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

4 款、衛生費の保健衛生総務費の萩市休日急患診療センター運営事業負担について、負担割合と阿武町町民の休日の利用状況はどうなっているのかとの質疑があり、負担割合は 28 年度までは 22 年の国調人口割合で、29 年度からは 27 年の国調人口割合になる。休日の利用状況は 27 年度と 28 年度の 2 か年に渡っての報告答弁がありました。

他に、健康ダイヤル 24 の利用状況について質疑があり、利用者数の報告答弁がありました。

5 款、労働費の萩広域シルバー人材センター負担金について、シルバー人材センターの仕事内容と主な依頼先について質疑があり、大部分が阿武町からの宿日直、清掃、草刈り、J R 切符販売が主なもので、民間・個人からはごみの回収、草刈り、剪定等の依頼を受けているとの答弁がありました。

6 款、農林水産業費の農業費、農山漁村女性起業育成事業補助金の概要について質疑があり、うもれ木の郷の女性部の豆腐製造器の整備助成で、負担割合は県、町、主体の 1 / 3 分ずつとの答弁がありました。

また、農福連携推進補助金に係る E G F の障害者について、本社の小川に移住されバスで E G F に通勤されているが、定住対策として福賀へ移住を促されないかとの質疑があり、当初、将来的には阿武町で住みたいとのことであったが、E G F および福の里からの要望があれば検討したいとの答弁がありました。

他に、あぶらんど萩農業振興協議会負担金および萩農業改良普及協議会阿武部会負担金に係る会の概要、新規就業者受入体制整備事業費補助金の概要、中山間地域等直接支払事業交付金に係る地区ごとの面積について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

7 款、商工費の観光費について、清ヶ浜のトイレの整備を検討するとのことであったがその後の結論はどうなったのかと質疑があり、現在ある宇久側の 1 か所とトイレを解体した木与側について、利用者もあり重要な問題なので、トイレの設置場所も含めて再度検討したいとの答弁がありました。

8 款、土木費の過疎対策道路事業費の長浜西ヶ畑線道路改良工事について、なかなか完成しないが予想としてはいつ頃の完成になるのかとの質疑があり、工事区間の残りが 50m となってきた。確定では無く見通しとして、残り 50m を 29 年度に行う予定で、最後に残る舗装や水路関係の工事を 30 年度に行う予定であるとの答弁がありました。

9 款、消防費の消防団の協力隊員について、危険な初期消火などに携わることになるが、補償はあるのかとの質疑があり、非常勤職員補償や山口県市町村消防団員補償で対応してあるとの答弁がありました。また、消防団員の報酬について、団員不足が続いているが報酬の見直しは考えていないのかとの質疑に対

して、地方交付税の交付額と同額としており、交付額の算定に変更が無い限り見直しを考えていないとの答弁がありました。

10 款、教育費の社会教育費・文化財保護事業の阿武火山群とジオパークについて、他の市町との係わりをどのようにして進めるのかとの質疑があり、萩ジオパーク推進協議会においてオブザーバーから会員になったことで、萩市と連携を持つ事が出来た。今後、イラオ山、埋もれ木、鳴き砂、宇田島などを対象として、教育委員会、経済課、まちづくり推進課と連携を持った協力体制とし、積極的に推進したいとの答弁がありました。

次に、放課後子ども教室について、福賀小学校では週 1 回に対して阿武小学校が月 1 回の開催となっているのは何故かとの質疑があり、阿武小学校では児童クラブの利用が多く、放課後子ども教室の利用が少ないためとの答弁がありました。

次に、町内の文化財の発掘と保存の方向性について質疑があり、新たな発掘は難しいが、町づくりや観光の目線に合わせて保存をしていきたいとの答弁がありました。

他に、生涯学習としての社会活動と公民館活動について、町民センター図書検討委員会について、J F A ヌメセンプロジェクトについて、運動会等の行事での A D、タンカーの利用状況について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの利用件数について質疑があり、それぞれ回答がありました。

続いて歳入の審議に入りました。

1 款、町税について、町民税の収入済額が前年度と比べ、個人が 400 万円、法人が約 600 万円の合計約 1,000 万円増加しているが、大きな要因があったかとの質疑に対して、個人は農家所得の回復、法人は企業業績の回復の要因からとの答弁がありました。

次に、課税では、比較的少額である軽自動車税の収入未済額が 231 千円発生しているのはなぜかとの質疑があり、件数的には 17 件で前年とあまり変動していないが、過年度分からの収入未済額が 206 千円と大きくこの状況になっているとの答弁がありました。

以上で、一般会計の審議を終え、続いて 7 つの特別会計の歳入歳出決算の審議に入りました。まず、国民健康保険事業(事業勘定)特別会計から審議が入りました。

国民健康保険事業が平成 30 年から県下一本化されるが、国保税は上がるのかと質疑がありました。質疑に対して、国からの負担率がまだ示されておらず、国の負担率決定後に県の協議会が開かれ、その後町の負担率を決めるので詳しいことは来年になる。県の示した現状の試算では今よりは下るとの答弁がありました。

介護保険事業特別会計では、要介護認定者の人数についての質疑がありました。質疑に対して、平成 28 年度の要介護認定者は 1 から 5 までで 378 人との答弁がありました。

簡易水道事業特別会計では、使用料の収入未済額の徴収についてどのように対応しているのかとの質疑がありました。現年分は、約 40 万円、過年度分が約 170 万円ある。督促状の送付や、督促徴収の訪問を行っている。町税の収入未済先には、住民課との合同で督促徴収の訪問を行っている。基本的には現年度分から歳入にするので、過年度分の収入未済額が減っていないとの答弁がありました。

また、使用料の時効には 2 年と聞いているが時効になるものはないかとの質疑があり、時効にならないように督促を行っているとの答弁がありました。

農業集落排水事業では、収入未済額の件数について質疑があり、質疑に対して 38 件との答弁がありました。

他に質疑もなく、議案第 12 号 平成 28 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定について原案の通り認定することに決しました。

以上で本特別委員会に付託された案件全ての審議結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。次に委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認め、これをもって委員長報告に対する質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。採決の方法は、会議規則第 81 条第 1 項の規定により起立によって行います。なお、3 番は、挙手によって行ってください。

お諮りします。議案第 12 号、平成 28 年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についての、委員長の報告は原案認定です。委員長報告のとおり認定することについて賛成の方の起立を求めます。

(「起立」全員)

○議長 ご着席下さい。起立、全員です。

よって、議案第 12 号は委員長報告のとおり認定されました。

○議長 ここで、全員協議会のために暫時休憩します。直ちに資料を持って委員会室の方へご移動願います。

休 憩 14 時 12 分

(この間、全員協議会)

開 会 16 時 36 分

○議長 全員協議会のための休憩を閉じて会議を続行いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。ここで、閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 平成29年第 3 回阿武町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この度の 9 月議会は、所謂決算議会でありまして上程いたしました議案 12 件、同意 2 件につきまして、議員各位におかれましては慎重なるご審議を頂き、全議案につきまして議決、或いは同意、又は決算の認定を頂きまして誠にありがとうございました。また、永柴代表監査委員におかれましては多くの時間を割いていただきまして、立派な平成 28 年度の決算の意見書を作成していただき、また本議会につきましては、初日から本日までご臨席を賜りました。誠にありがとうございました。

今、国では、この 28 日に開会予定の臨時国会の冒頭解散というふうなことが報道等でなされておりますけれども、国の政治動向はそれとしながら、それなりに注視をしながら町は町として今ある課題の解決に向けて最善を尽くすことが大事であるというふうに私は思っております。

私の政治姿勢は打てば響くというふうに申しておりますけれども、今方全員協議会の最後にご報告申し上げましたように、議会から提案されたいろんなご意見、ご指摘或いは提案等につきましては、真摯に耳を傾けてスピード感を持って対応する。この姿勢こそが大事であるというふうに考えておりまして、このことにつきましては、町民からの要望等につきましても同じことが言えるというふうに思っております。このことは私だけに留まらず、職員とともにこの姿勢を今からもずっと続けていきたいと考えているところでございます。

さて、現行議員の任期は 11 月 19 日までということになっておりますけれども、実質任期中の会議につきましては本日が最後になるというふうに考えておる

ところでありますが、4 年間大変お世話になりました。重ねてお礼を申し上げたいというふうに思っております。議会議員選挙を 11 月 7 日告示、12 日投開票というふうな日程と聞いておりますけれども、お聞きしますと今期を最後に退任される方、あるいは再選を目指される方、いらっしゃると聞いておりますけれども、退任される方はどなたもまだまだお若い、そして身体も元気な方ばかりと思いますが、今後は一般町民の立場で今まで同様にしっかりと町政を支えてほしいというふうに思っておりますし、また再選を目指される方におかれましては、是非再選を果たされまして、また一緒になって町政を進めていきたいというふうに思っております。縷々申し上げましたけれども、何はともあれこの 4 年間大変お世話になったことに対しましては、重ねて心からお礼を申し上げますとともに、議員各位のご健勝、ご多幸を祈念し、私の閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にお世話になりました。

○議長 閉会にあたり、私の方からも一言ご挨拶を申し上げます。

9 月 12 日から本日までの 9 日間、開会されました阿武町議会第 3 回定例会も、議員各位の積極的な審議により、本日をもって閉会の運びとなりました。お礼申し上げます。

また、今定例会は決算議会ということで、永柴代表監査委員さんには、会期を通してのご出席ありがとうございました。また、永柴・田中両監査委員におかれましては、本町の財政に係る事務の執行につきまして、例月出納検査・定期監査に加え平成 28 年度の決算審査等を的確に実施をしていただき誠にありがとうございました。執行部におかれましても、極めて厳しい行財政の中、予算執行にご尽力を頂きましたご苦勞に対しまして、謝意を申し上げます。

阿武町議会といたしましては、今後も予算執行に対しまして、しっかり目配りをして「夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町・阿武町」の創出、さらには地方創生が求められる中「選ばれるまち阿武町」づくりを一緒になって取り

組んでまいります。

一方、国政では先ほど町長の挨拶にありました様に 9 月 28 日に衆議院の解散、10 月に総選挙の話が浮上してきました。8 月 3 日に内閣改造が行われたばかりであり、いささか私的には疑問に思うところもあります。

また、我々議員の任期が 11 月 19 日までであり、次期議員選挙にはご勇退される議員の方もいらっしゃるようなので、この 8 人での議会はこれが最後となりますが、引き続き議会に対しましてご指導、ご鞭撻を頂きますようお願い申し上げます。

立候補される方には、またこの議場において「阿武町の町づくり」をしっかりと議論していただくことをお願いいたしまして閉会のご挨拶といたします。

○議長 以上で、9 月 12 日から本日までの 9 日間の全日程を終了しました。

これにて、平成 29 年第 3 回阿武町議会定例会を閉会します。

○議長 全員ご起立をお願いいたします。一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 16 時 43 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 白 松 博 之

阿武町議会議員 中 野 祥 太 郎